



社労士の

永江社会保険労務士事務所
永江啓一郎

三ニホ子



改正育児・介護休業法が全面施行

平成22年6月30日に施行された改正育児・介護休業法が平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも全面適用となりました。

1. 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。

2. 所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3. 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出るにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

改正育児・介護休業法の詳細については厚生労働省のHPでご確認ください。